

# 青森県報

号外第三十二号

平成二十年  
三月三十一日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

漁場計画	(水産振興課) … 一
右 同	( 同 ) … 三五
右 同	( 同 ) … 三五

## 告示

青森県告示第二百六十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、定置漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

1 公示番号 東定第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりのいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字大作平(通称大久喜)地先の次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(鮫角灯台中心点から真方位124度7860メートルの点)から真方位337度30分300メートルの点
- イ オから真方位157度30分300メートルの点
- ウ カ(鮫角灯台中心点から真方位134度20分7130メートルの点)から真方位337度30分50メートルの点
- エ カから真方位157度30分50メートルの点

3 免許予定日 平成20年9月1日

4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで

5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字棚込下、字熊野林、字藪ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字梅端、字冷水平、字石仏沢、字ソコソリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産鯉魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは鯉魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第2号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりのいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字種差地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (鮫角灯台中心点から真方位120度50分61.50メートルの点) から真方位326度30分300メートルの点
- イ オから真方位146度30分300メートルの点
- ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位133度10分57.00メートルの点) から真方位326度30分50メートルの点
- エ カから真方位146度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字棚込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字ソコソリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
    - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
    - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第3号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりのいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字赤コウ (通称深久保) 地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (鮫角灯台中心点から真方位116度50分48.00メートルの点) から真方位324度20分300メートルの点
- イ オから真方位144度20分300メートルの点
- ウ カ (鮫角灯台中心点から真方位132度20分43.50メートルの点) から真方位324度20分50メートルの点
- エ カから真方位144度20分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字棚込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字ソコソリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜

- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
    - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
    - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第4号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・やりのいか定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字館越(通称白浜)地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(鮫角灯台中心点から真方位103度30分32.20メートルの点)から真方位316度20分30.0メートルの点  
 イ オから真方位136度20分30.0メートルの点  
 ウ カ(鮫角灯台中心点から真方位134度50分27.10メートルの点)から真方位316度20分50.0メートルの点  
 エ カから真方位136度20分50.0メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥懐、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葱ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字ソコソリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
    - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
    - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第5号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県三沢市四川目地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(基点東定第5号(青森県三沢市港町一丁目にある三沢市漁港基部から真方位346度30分29.50メートルの点に設置した標柱)から真方位76度350.0メートルの点)から真方位346度40.0メートルの点  
 イ オから真方位166度40.0メートルの点  
 ウ カ(基点東定第5号から真方位76度260.0メートルの点)から真方位166度50.0メートルの点  
 エ カから真方位346度50.0メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県三沢市
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
    - ② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に施設しなければならない。
    - ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
    - ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第6号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県三沢市砂森地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東定第6号 (青森県三沢市大字三沢字浜通145番地にある塩釜灯台中心点から真方位358度30分2400メートルの点) から真方位353度400メートルの点  
イ オから真方位173度400メートルの点  
ウ カ (基点東定第6号から真方位83度2500メートルの点) から真方位173度50メートルの点  
エ カから真方位353度50メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県三沢市
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に施設しなければならない。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第7号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東定第7号 (青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、むつ小川原港港湾区域北端から海浜に沿い500メートル北側の海浜に設置した標柱) から真方位90度30分2300メートルの点) から真方位0度30分400メートルの点  
イ オから真方位180度30分400メートルの点  
ウ カ (基点東定第7号から真方位90度30分1400メートルの点) から真方位180度30分50メートルの点  
エ カから真方位0度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架、大字尾鮫及び大字出戸
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第8号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森地先(通称猿ヶ森漁場)
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(基点東定第8号(青森県下北郡東通村大字尻労と大字猿ヶ森との境から1500メートル南側の点に設置した標柱)から真方位112度30分2350メートルの点)から真方位222度30分400メートルの点
  - イ オから真方位202度30分400メートルの点
  - ウ カ(基点東定第8号から真方位112度30分850メートルの点)から真方位202度30分50メートルの点
  - エ カから真方位222度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森
  - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第9号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ます・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻労地先(通称小沼川尻漁場)
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(基点東定第9号(青森県下北郡東通村大字尻労字小沼川尻から1100メートル南側に設置した標柱)から真方位102度30分2350メートルの点)から真方位122度30分400メートルの点
  - イ オから真方位192度30分400メートルの点
  - ウ カ(基点東定第9号から真方位102度30分1050メートルの点)から真方位192度30分50メートルの点
  - エ カから真方位122度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻労
  - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第10号
  - 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻笥地先  
 (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東定第10号 (青森県下北郡東通村大字尻笥字下堀川たがとぐら岩に設置した標柱) から真方位113度30分2050メートルの点) から真方位23度30分400メートルの点  
 イ オから真方位203度30分400メートルの点  
 ウ カ (基点東定第10号から真方位113度30分1200メートルの点) から真方位203度30分50メートルの点  
 エ カから真方位23度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻笥
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第11号
  - 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先  
 (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東定第11号 (青森県下北郡東通村大字尻屋字カシリの海底に設置した標柱) から真方位98度30分2350メートルの点) から真方位8度30分400メートルの点  
 イ オから真方位188度30分400メートルの点  
 ウ カ (基点東定第11号から真方位98度30分1050メートルの点) から真方位188度30分50メートルの点  
 エ カから真方位8度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻屋
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第12号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ます・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先(通称 関根漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(カから真方位30度1450メートルの点) から真方位300度500メートルの点
  - イ オから真方位120度500メートルの点
  - ウ カ(基点東定第12号(青森県むつ市大字関根、根古基川尻に設置した標柱)から真方位40度3170メートルの点) から真方位120度50メートルの点
  - エ カから真方位300度50メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県むつ市大字関根
  - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に施設しなければならない。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合これに従わなければならない。

- 1 公示番号 東特区第1号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町大字道仏字榑、字道仏及び字小舟渡地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東特区第1号(青森県三戸郡階上町大字道仏字廿一、階上灯台基部に設置した標柱)から真方位347度30分6640メートルの点
  - イ 基点東特区第1号から真方位328度550メートルの点
  - ウ 基点東特区第1号から真方位320度30分1640メートルの点
  - エ 基点東特区第1号から真方位327度30分1660メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県三戸郡階上町
  - 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びエの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第2号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町大字道仏字大蛇、字荒谷及び字浜久保地先の次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - (3) 漁場の区域
    - ア 基点東特区第3号（青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱）から真方位66度30分1040メートルの点
    - イ 基点東特区第2号（青森県三戸郡階上町大字道仏字浜久保と字神との境に設置した標柱）から真方位37度850メートルの点
    - ウ 基点東特区第2号から真方位28度30分460メートルの点
    - エ 基点東特区第3号から真方位78度30分640メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県三戸郡階上町
  - 6 その他
    - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
    - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
      - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
      - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第3号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業、こんぶ・まつも・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字金浜字塩竈地先の次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - (3) 漁場の区域
    - ア 基点東特区第3号（青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱）から真方位11度30分1500メートルの点
    - イ 基点東特区第3号から真方位29度30分1270メートルの点
    - ウ 基点東特区第3号から真方位22度30分920メートルの点
    - エ 基点東特区第3号から真方位0度30分1240メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥糠、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜
  - 6 その他
    - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
    - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
      - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
      - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第4号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業、こ んぶ・まつも・わかめ延縄式養 殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字大作平地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま  
れた区域

- ア 基点東特区第4号(青森県八戸市大字鮫町字大作平、大島東端  
に設置した標柱)
  - イ アから真方位52度30分35.0メートルの点
  - ウ アから真方位105度30分62.0メートルの点
  - エ アから真方位145度30分50.0メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥櫓、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜  
道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、  
字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、  
字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字  
熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐  
平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコソリ、字大作平、字石越、  
字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、  
字槻ノ木及び大字金浜
  - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までと  
する。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷  
設しなければならない。
  - ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の  
赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては  
電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第5号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業、こ んぶ・まつも・わかめ延縄式養 殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字高岩(通称法師浜) 地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま  
れた区域

- ア 基点東特区第7号(青森県八戸市大字鮫町字遙望石崎東端に設  
置した標柱)から真方位59度30分40.0メートルの点
  - イ 基点東特区第7号から真方位93度30分56.0メートルの点
  - ウ 基点東特区第7号から真方位136度30分36.0メートルの  
点
  - エ 基点東特区第7号から真方位93度30分8.0メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥櫓、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜  
道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、  
字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、  
字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字  
熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐  
平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコソリ、字大作平、字石越、  
字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、  
字槻ノ木及び大字金浜
  - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までと  
する。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷  
設しなければならない。
  - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の  
赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては  
電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第6号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業、こ んぶ・まつも・わかめ延縄式養 殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字種差地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま  
れた区域

- ア 基点東特区第7号（青森県八戸市大字鮫町字遥望石崎東端に設  
置した標柱）から真方位348度720メートルの点
- イ 基点東特区第7号から真方位5度30分480メートルの点
- ウ 基点東特区第7号から真方位314度30分300メートルの  
点
- エ 基点東特区第7号から真方位314度30分600メートルの  
点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥櫓、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜  
道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、  
字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、  
字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字  
熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐  
平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、  
字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、  
字槻ノ木及び大字金浜
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までと  
する。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷  
設しなければならない。
    - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の  
赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては  
電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第7号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業、こ んぶ・まつも・わかめ延縄式養 殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字赤コウ（通称深久保）地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま  
れた区域

- ア 基点東特区第7号（青森県八戸市大字鮫町字遥望石崎東端に設  
置した標柱）から真方位326度30分1700メートルの点
- イ 基点東特区第7号から真方位338度900メートルの点
- ウ 基点東特区第7号から真方位314度30分780メートルの  
点
- エ 基点東特区第7号から真方位314度30分1680メートル  
の点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥櫓、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜  
道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、  
字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、  
字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字  
熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐  
平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字シコシリ、字大作平、字石越、  
字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、  
字槻ノ木及び大字金浜
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までと  
する。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷  
設しなければならない。
    - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の  
赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては  
電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第8号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	あわび・ほや垂下式養殖業、こ んぶ・まつも・わかめ延縄式養 殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町字日蔭沢から字館越（通称白浜）地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま  
れた区域

ア 基点第3号（青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱）から真方位54度30分1000メートルの点  
イ 基点第3号から真方位54度30分1500メートルの点  
ウ イとウを結ぶ直線上のイから2000メートルの点  
エ ウから真方位234度30分5000メートルの点  
オ 基点第2号（青森県三戸郡と青森県八戸市との境の北の川尻に設置した標柱）から真方位63度30分3000メートルの点  
カ オから真方位81度30分4000メートルの点  
キ カから真方位7度30分3300メートルの点  
ク キから真方位50度30分1800メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字姥糠、字石株、字館越、字妻ノ神、字浜道通、字堀込、字小沢、字横道通、字神子沢窪、字赤窪、字二ツ石、字小清水久保、字番屋、字中道、字舟渡ノ上、字赤コウ、字坂ノ上、字種差、字棚久保、字大槻窪、字外ノ沢、字遙望石、字堀込下、字熊野林、字葛ノ芽、字館ノ下、字下須田、字高岩、字鬼場平、字狐平、字海端、字冷水平、字石仏沢、字ソコソリ、字大作平、字石越、字安川目、字下柏木森、字骨沢、字子猪越、字日蔭沢、字上柏木森、字槻ノ木及び大字金浜
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものであっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
    - ② イの点及びウの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第9号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式 養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲ま  
れた区域

ア (基点東特区第9号（青森県八戸市大字鮫町鮫島東端に設置した標柱）とキ（青森県八戸市大字鮫町、通称カラチヤ岩西端に設置した標柱）とを結ぶ直線上基点東特区第9号から1000メートルの点）から真方位47度30分50メートルの点  
イ カ（基点東特区第9号とキとを結ぶ直線上キから50メートルの点）から真方位47度30分50メートルの点  
ウ カから真方位227度30分50メートルの点  
エ オから真方位227度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字縫久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものであっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
    - ② アの点及びイの点に、昼間にあっては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第10号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式 養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア エから真方位0度30分100メートルの点
  - イ ウから真方位0度30分100メートルの点
  - ウ 基点東特区第10号（青森県八戸市大字鮫町、大島北端に設置した標柱）とオ（青森県八戸市大字鮫町、鮫島西端）とを結ぶ直線上オから50メートルの点
  - エ 基点東特区第10号とオとを結ぶ直線上基点東特区第10号から120メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字縫久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平
- 6 その他
    - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
    - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
      - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
      - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第11号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式 養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東特区第11号（青森県八戸市大字鮫町、通称ヒライシに設置した標柱）から真方位357度30分190メートルの点
  - イ ウから真方位357度30分150メートルの点
  - ウ 青森県八戸市大字鮫町、大島西端に設置した標柱
  - エ 基点東特区第11号から真方位357度30分40メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字縫久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下盲久保、字上盲久保及び字小舟渡平
- 6 その他
    - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
    - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
      - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
      - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第12号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・まつも・わかめ延縄式 養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 基点東特区第12号から真方位286度270メートルの点
  - イ 基点東特区第12号から真方位327度30分210メートルの点
  - ウ 基点東特区第12号から真方位218度180メートルの点

- 3 免許予定日 青森県八戸市大字鮫町、通称トリ平岩西端に設置した標柱  
ウ 基点東特区第12号から真方位218度180メートルの点  
平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字継久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下旨久保、字上旨久保及び字小舟渡平
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
  - ② アの点、イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第13号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・まつも・わかめ・サビ め延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県八戸市大字鮫町地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
  - ア 基点東特区第13号(青森県八戸市大字鮫町、燕島北端に設置した標柱)から真方位327度30分250メートルの点
  - イ 基点東特区第13号から真方位31度30分520メートルの点
  - ウ 基点東特区第13号から真方位65度480メートルの点
  - エ 基点東特区第13号から真方位147度30分230メートルの点

- 3 免許予定日 青森県八戸市大字鮫町、通称トリ平岩西端に設置した標柱  
ウ 基点東特区第13号から真方位147度30分230メートルの点  
平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県八戸市大字鮫町字二子石、字冷水、字林通、字小長根、字福沢久保、字忍町、字二見町、字持越沢、字住吉町、字上手代森、字ハンキ沢、字蟻子、字下手代森、字大開、字継久保、字上鮫、字居合、字鮫、字日の出町、字上松苗場、字下松苗場、字下旨久保、字上旨久保及び字小舟渡平
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
  - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第14号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県三沢市大字五川目地先
  - (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 基点東特区第14号（青森県三沢市大字三沢字浜通354番地に設置した標柱）から真方位95度2980メートルの点
    - イ 才（青森県三沢市大字三沢字浜通78番地に設置した標柱）から真方位76度30分2600メートルの点
    - ウ 才から真方位78度1980メートルの点
    - エ 基点東特区第14号から真方位100度30分2400メートルの点
  - 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県三沢市
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
    - ② アの点、イの点及びアの点とイの点の中央部に、屋間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さには設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第15号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字白糠地先
  - (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 基点東特区第15号（青森県下北郡東通村大字白糠、白糠漁港白糠地区—3.0m岸壁東防波堤先端部南東端）から真方位207度70mの点
    - イ 基点東特区第15号から真方位198度70mの点
    - ウ 基点東特区第15号から真方位198度10mの点
    - エ 基点東特区第15号から真方位250度15mの点
  - 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県下北郡東通村大字白糠
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
    - ② イの点及びウの点に、屋間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さには設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第16号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	あわび垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字小田野沢地先
  - (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア 基点東特区第16号（青森県下北郡東通村大字小田野沢、通称鯨川左岸北側の防潮堤上に設置した標柱）から真方位97度30分35.5メートルの点
    - イ アから真方位97度30分20.0メートルの点
    - ウ イから真方位13度30分50.0メートルの点
    - エ アから真方位13度30分50.0メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県下北郡東通村大字小田野沢
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
    - ② イの点及びウの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第17号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先
  - (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア オ（基点東特区第17号から600メートル西側の海浜に設置した標柱）から真方位32度30分15.00メートルの点
    - イ 基点東特区第17号（青森県むつ市大字関根、根古基川尻から400メートル西側の海浜に設置した標柱）から真方位32度30分15.00メートルの点
    - ウ 基点東特区第17号から真方位32度30分70.0メートルの点
    - エ オから真方位32度30分70.0メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県むつ市大字関根
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
    - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第18号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先
  - (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア オ（青森県むつ市大字関根、出戸川河口左岸に設置した標柱）から真方位45度30分1500メートルの点
    - イ 基点東特区第18号（青森県むつ市大字関根字前浜44番地65号地先の通称関根浜斜路に設置した標柱）から真方位45度30分1500メートルの点
    - ウ 基点東特区第18号から真方位45度30分700メートルの点
    - エ オから真方位45度30分700メートルの点
  - 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県むつ市大字関根
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
  - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第19号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先
  - (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
    - ア オ（基点東特区第19号から600メートル西側の海浜に設置した標柱）から真方位45度30分1500メートルの点
    - イ 基点東特区第19号（基点東特区第18号（青森県むつ市大字関根字前浜44番地65号地先の通称関根浜斜路に設置した標柱）から400メートル西側の点）から真方位45度30分1500メートルの点
    - ウ 基点東特区第19号から真方位45度30分700メートルの点
    - エ オから真方位45度30分700メートルの点
  - 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県むつ市大字関根
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
  - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第20号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町正津川地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 基点東特区第20号(正津川河口北防波堤先端部)から真方位47度30分1120メートルの点
  - イ 基点東特区第20号から真方位69度1250メートルの点
  - ウ 基点東特区第20号から真方位101度550メートルの点
  - エ 基点東特区第20号から真方位47度30分300メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
    - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第21号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町正津川地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 基点東特区第20号(正津川河口北防波堤先端部)から真方位340度1180メートルの点
  - イ 基点東特区第20号から真方位15度30分600メートルの点
  - ウ 基点東特区第20号から真方位336度30分400メートルの点
  - エ 基点東特区第20号から真方位329度1120メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年3月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
    - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第22号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町正津川地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 基点東特区第20号（正津川河口北防波堤先端部）から真方位22度30分24.20メートルの点
  - イ 基点東特区第20号から真方位46度20分22.70メートルの点
  - ウ 基点東特区第20号から真方位47度40分17.70メートルの点
  - エ 基点東特区第20号から真方位17度19.60メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
    - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第23号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町上野地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 基点東特区第23号（青森県むつ市上野、大畑漁港第3東防波堤先端部）から真方位77度12.80メートルの点
  - イ 基点東特区第23号から真方位94度14.90メートルの点
  - ウ 基点東特区第23号から真方位109度12.40メートルの点
  - エ 基点東特区第23号から真方位91度8.50メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
    - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
    - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第24号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町二枚橋地先の  
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア イから真方位320度30分300メートルの点  
イ 基点東特区第24号(青森県むつ市大畑町二枚橋、下狄川左岸から100メートル北側の海浜に設置した標柱)から真方位37度30分600メートルの点  
ウ 基点東特区第24号から真方位37度30分400メートルの点  
エ ウから真方位320度30分300メートルの点
  - 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第25号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町二枚橋地先の  
漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 基点東特区第25号(青森県むつ市大畑町二枚橋、三右衛門沢右岸に設置した標柱)から真方位10度1800メートルの点  
イ 基点東特区第25号から真方位44度30分1500メートルの点  
ウ 基点東特区第25号から真方位47度30分1020メートルの点  
エ 基点東特区第25号から真方位0度30分1360メートルの点
  - 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第26号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町鷹ノ巣地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア オ (基点東特区第26号 (青森県むつ市大畑町鷹ノ巣沢左岸に設置した標柱) から真方位25度30分700メートルの点) から真方位295度30分50メートルの点
  - イ オから真方位115度30分50メートルの点
  - ウ カ (基点東特区第26号から真方位25度30分500メートルの点) から真方位115度30分50メートルの点
  - エ カから真方位295度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
  - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第27号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町木野部地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 基点東特区第27号 (青森県むつ市大畑町木野部、木野部漁港防波堤突端) から真方位32度30分600メートルの点
  - イ アから真方位122度30分100メートルの点
  - ウ エから真方位122度30分100メートルの点
  - エ 基点東特区第27号から真方位32度30分400メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
  - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第28号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県むつ市大畑町木野部地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア イから真方位325度30分200メートルの点
- イ 基点東特区第28号(青森県むつ市大畑町木野部、木野部川左岸から93メートル北側の海浜に設置した標柱)から真方位42度30分700メートルの点
- ウ 基点東特区第28号から真方位42度30分400メートルの点
- エ ウから真方位325度30分200メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大畑町
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
  - ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第29号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	あわび・うに垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字易国間地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(基点東特区第29号から180メートル西側に設置した標柱)から真方位0度140メートルの点
- イ 基点東特区第29号(青森県下北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑、菅ノ尻沢左岸から450メートル西側の海浜に設置した標柱)から真方位0度180メートルの点
- ウ 基点東特区第29号から真方位0度120メートルの点
- エ オから真方位0度80メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡風間浦村大字易国間
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 東特区第30号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	こんぶ・がごめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 基点東特区第30号（青森県下北郡風間浦村大字蛇浦宇根戸内、根戸内沢尻から北西へ250mにある路側帯駐車場に設置した標柱）から真方位12度30分80.5メートルの点
  - イ 基点東特区第30号から真方位41度64.0メートルの点
  - ウ 基点東特区第30号から真方位40度54.0メートルの点
  - エ 基点東特区第30号から真方位7度30分73.0メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 東特区第31号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	あわび垂下式養殖業、 こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦宇古釜谷地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 基点東特区第31号（蛇浦漁港護岸西角）から真方位340度30分71.0メートル（主消波堤陸側の西端）の点
  - イ アから真方位233度13.0メートルの点
  - ウ エから真方位233度13.0メートルの点
  - エ 基点東特区第31号から真方位350度49.0メートル（主消波堤陸側の東端）の点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 東特区第32号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	あわび・かき垂下式養殖業、 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字佐井字原田、字古佐井及び字黒岩地先の基点東特区第32号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
  - (3) 漁場の区域 次
- 基点東特区第32号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱  
 ア 基点東特区第32号から真方位270度30分55.0メートルの点  
 イ ウから真方位312度30分7.00メートルの点  
 ウ 青森県下北郡佐井村大字佐井字黒岩に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字佐井字原田、字古佐井及び字黒岩
  - 6 その他
    - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
    - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
      - ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
      - ② アの点及びイの点に、屋間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- 1 公示番号 東特区第33号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	あわび・かき垂下式養殖業、 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、字矢越、字磯谷、大字長後字長後、字福浦地先
  - (3) 漁場の区域 次の基点東特区第33号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点東特区第33号 アから真方位157度30分の線と最大高潮時海岸線の交点  
 ア 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、弁天島に設置した標柱  
 イ アから真方位292度30分20.0メートルの点  
 ウ カ (青森県下北郡佐井村大字佐井字矢越、矢越崎に設置した標柱) から真方位292度30分20.0メートルの点  
 エ オから真方位292度30分10.0メートルの点  
 オ 青森県下北郡佐井村大字長後字福浦、下ノ崎に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森、字矢越、字磯谷、大字長後字長後及び字福浦
  - 6 その他
    - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
    - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
      - 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 東特区第34号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	あわび・かき垂下式養殖業、 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝地先
- (3) 漁場の区域 次の基点東特区第34号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点東特区第34号 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、一ツ仏に設置した標柱
- ア 基点東特区第34号から真方位292度30分400メートルの点

- イ ウから真方位292度30分300メートルの点
- ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝小細間、下ノ崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 東特区第35号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	あわび・かき垂下式養殖業、 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝地先
- (3) 漁場の区域 次の基点東特区第35号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点東特区第35号 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝ハヤツツレに設置した標柱
- ア 基点東特区第35号から真方位292度30分500メートルの点

- イ ウから真方位292度30分200メートルの点
- ウ 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡佐井村大字長後字牛滝
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。  
② アの点に、屋間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

青森県告示第百六十一号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第十一条第一項の規定により、定置漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 1 公示番号 西定第1号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越地先（通称中の淵漁場）

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字大間越、熊沢川左岸に設置した標柱（基点西定第1号）から真方位279度30分2700メートルの点）から真方位189度30分400メートルの点
- イ オから真方位9度30分400メートルの点
- ウ カ（基点西定第1号から真方位279度30分1000メートルの点）から真方位9度30分50メートルの点
- エ カから真方位189度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
- ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を施設してはならない。

- 1 公示番号 西定第2号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい・まぐる・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字松神地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字松神、合葉川左岸に設置した標柱(基点西定第2号)から真方位255度30分33.20メートルの点)から真方位173度30分40.0メートルの点
- イ オから真方位353度30分40.0メートルの点
- ウ カ (基点西定第2号から真方位244度30分15.60メートルの点)から真方位353度30分50.0メートルの点
- エ カから真方位173度30分50.0メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神及び大字森山
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第3号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい・まぐる・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島(通称沢辺漁場岡網)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島に設置した標柱(基点西定第3号)から真方位198度30分15.00メートルの点)から真方位108度30分40.0メートルの点
- イ オから真方位288度30分40.0メートルの点
- ウ カ (基点西定第3号から真方位198度30分50.0メートルの点)から真方位288度30分50.0メートルの点
- エ カから真方位108度30分50.0メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第4号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい・まぐる・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺地先(通称沢辺漁場沖網)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島に設置した標柱(基点西定第4号)から真方位198度30分2270メートルの点)から真方位108度30分300メートルの点
- イ オから真方位288度30分300メートルの点
- ウ カ(基点西定第4号から真方位198度30分1720メートルの点)から真方位288度30分50メートルの点
- エ カから真方位108度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横5.0センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第5号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・たい・まぐる定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字駒作榑山西端に設置した標柱

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字駒作榑山西端に設置した標柱(基点西定第5号)から真方位272度30分750メートルの点)から真方位160度30分300メートルの点
- イ オから真方位340度30分400メートルの点
- ウ カ(基点西定第5号から真方位272度30分100メートルの点)から真方位12度30分50メートルの点
- エ カから真方位192度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字駒作
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横5.0センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第6号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり・たい・さけ定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字月屋地先(通称黄金崎漁場)
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字月屋、黄金崎船入瀬東側に設置した標柱(基点西定第6号)から真方位316度1100メートルの点)から真方位226度400メートルの点
  - イ オから真方位46度400メートルの点
  - ウ カ(基点西定第6号から真方位316度300メートルの点)から真方位46度50メートルの点
  - エ カから真方位226度50メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字船作、大字月屋、大字横磯及び大字深浦
  - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
  - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第7号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
定置漁業	ぶり・たい・まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯字岡崎28番地に設置した標柱(基点西定第7号)から真方位310度30分1500メートルの点)から真方位220度30分400メートルの点
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字横磯字岡崎28番地に設置した標柱(基点西定第7号)から真方位310度30分1500メートルの点)から真方位40度30分400メートルの点
  - イ オから真方位40度30分400メートルの点
  - ウ カ(基点西定第7号から真方位310度30分350メートルの点)から真方位40度30分50メートルの点
  - エ カから真方位220度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字船作、大字月屋、大字横磯、大字深浦及び大字広戸
  - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
  - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第8号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	9月1日から翌年2月末日まで

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先(通称入前漁場)
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア (青森県西津軽郡深浦町大字深浦竹の淵岩磯に設置した標柱(基点西定第8号)から真方位323度30分1400メートルの点)から真方位233度30分400メートルの点  
イ オから真方位53度30分400メートルの点  
ウ カ(基点西定第8号から真方位323度30分400メートルの点)から真方位53度30分50メートルの点  
エ カから真方位233度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字月屋、大字船作、大字横磯、大字深浦及び大字広戸
- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。  
② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。  
③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。  
④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を施設してはならない。

- 1 公示番号 西定第9号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり・たい・ます定置漁業	4月1日から10月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先(通称行合漁場)
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア (青森県西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢146番地に設置した標柱(基点西定第9号)から真方位306度30分2300メートルの点)から真方位216度30分400メートルの点  
イ オから真方位36度30分400メートルの点  
ウ カ(基点西定第9号から真方位306度30分650メートルの点)から真方位36度30分50メートルの点  
エ カから真方位216度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬
- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。  
② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。  
③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。  
④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を施設してはならない。

- 1 公示番号 西定第10号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬地先（通称追良瀬漁場）
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ（カから真方位302度30分1650メートルの点）から真方位212度30分400メートルの点
- イ オから真方位32度30分400メートルの点
- ウ カ（青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬、追良瀬川右岸の東日本鉄道株式会社トンネル北口に設置した標柱（基点西定第10号）から真方位286度30分850メートルの点）から真方位32度30分50メートルの点
- エ カから真方位212度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字深浦、大字広戸、大字追良瀬及び大字 鷹木
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
  - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第11号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先（通称籠島漁場）
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢、滝の沢尻に設置した標柱（基点西定第11号）から真方位5度30分2000メートルの点）から真方位275度30分400メートルの点
- イ オから真方位95度30分400メートルの点
- ウ カ（基点西定第11号から真方位5度30分700メートルの点）から真方位95度30分50メートルの点
- エ カから真方位275度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字 柳田
- 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
  - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西定第12号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字柳田地先(通称江沢漁場)
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字柳田、郷沢右岸に設置した標柱(基点西定第12号)から真方位339度3400メートルの点)
  - イ オから真方位249度400メートルの点
  - ウ オから真方位69度400メートルの点
  - エ オ(基点西定第12号)から真方位339度1700メートルの点)
  - エ カから真方位249度50メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関、大字柳田、鱸ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町
  - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - ① 漁場の区域内に施設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあっては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間においてはその照明装置を設置し発光させなければならない。
  - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 西特区第1号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	あわび垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越字寛地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字大間越字寛、寛崎沖のコブタイ島に設置した標柱)から真方位234度30分300メートルの点
  - イ アから真方位352度30分500メートルの点
  - ウ イから真方位82度30分250メートルの点
  - エ アから真方位82度30分250メートルの点
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
  - 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
  - 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越
  - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
  - 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものであっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第2号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ・つるあらめ 延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字鷹木と大字風合瀬との境に設置した

標柱

ア 基点第38号から真方位282度30分800メートルの点

イ 基点第38号から真方位282度30分2000メートルの点

ウ イと基点第39号(西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸

に設置した標柱)から真方位335度30分2000メートルと

の点を結ぶ直線上のイから300メートルの点

エ ウから真方位102度30分1200メートルの点

3 免許予定日 平成20年9月1日

4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字

下砂子川

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第3号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ・つるあらめ 延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、鳥居崎西突端部に設置

した標柱)から真方位276度30分600メートルの点

イ アから真方位311度30分650メートルの点

ウ イから真方位41度30分300メートルの点

エ ウから真方位131度30分650メートルの点

平成20年9月1日

3 免許予定日 平成20年9月1日

4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字

下砂子川

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第4号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ・つるあらめ 延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境に設置した  
標柱

基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標  
柱

ア 基点第39号から真方位335度30分2000メートルの点

イ 基点第39号から真方位335度30分500メートルの点

ウ エから真方位155度30分1500メートルの点

エ アとオとを結ぶ直線上のアから300メートルの点

オ 基点第38号から真方位282度30分2000メートルの点

3 免許予定日 平成20年9月1日

4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで

5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字  
下砂子川

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設  
しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第5号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	くろそい・ひらめ小割式養殖業 わかめ・つるあらめ延縄式養殖 業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって  
囲まれた区域

ア 基点西特区第5号(深浦町大字関字豊田小童子橋右岸下流橋台  
に設置した標柱)から真方位335度30分1130メートルの  
点(日本海地区広域型増殖場消波堤陸側の東端)

イ アから真方位180度230メートルの点

ウ イから真方位270度210メートルの点

エ オから真方位180度174メートルの点

オ アから真方位270度300メートルの点

平成20年9月1日

平成20年5月1日から同年6月30日まで

青森県西津軽郡深浦町大字轟木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合

瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関、大字柳田

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷  
設しなければならない。

② イの点、ウの点及びエの点に、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地  
の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第6号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	わかめ・こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県つがる市富港町地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オとカを結ぶ直線上オから2000メートルの点  
 イ アから真方位92度30分500メートルの点  
 ウ エから真方位92度30分500メートルの点  
 エ オとカを結ぶ直線上オから4000メートルの点  
 オ 基点第43号(青森県つがる市と五所川原市との境に設置した標柱)から真方位272度30分2000メートルの点  
 カ 基点第42号(青森県つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱)から真方位270度30分2000メートルの点

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県つがる市牛潟町、牛潟町、下車力町、車力町、豊富町、富港町
- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものであっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西特区第7号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
特定 区画漁業	あわび垂下式養殖業、こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山及び南小泊山国有林野地先
- (3) 漁場の区域 次の基点西特区第7号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点西特区第7号 青森県北津軽郡中泊町カメ沢下角に設置した標柱  
 ア 基点西特区第7号から真方位292度30分300メートルの点  
 イ 青森県北津軽郡中泊町穴間崎に設置した標柱から真方位292度30分300メートルの点  
 ウ エから真方位322度30分300メートルの点  
 エ 青森県北津軽郡中泊町折越内川左岸に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊、字砂山、字浜野、字朝間、字山崎、字鮫貝、字稲荷、字水淵、字坊主沢、字大山長根、字嗽沢、字割長根、字壱上、字折戸、字長坂、字巖内
- 6 その他  
(1) この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものであっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

青森県告示第百六十二号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 1 公示番号 内区第1号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字松神地内
- (3) 漁場の区域 玉池、越口ノ池、中ノ池及びこれらの池を連接する水路
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町
- 6 その他
  - この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内区第2号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字松神地内
- (3) 漁場の区域 鶏頭場ノ池、青池及びこれらの池を連接する水路
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町
- 6 その他
  - この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内区第3号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字松神地内
- (3) 漁場の区域 日暮ノ池
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町
- 6 その他
  - この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 内区第4号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 区画漁業	いとう養殖業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字松神地内
- (3) 漁場の区域 沸壺ノ池
- 3 免許予定日 平成20年9月1日
- 4 申請期間 平成20年5月1日から同年6月30日まで
- 5 地元地区 青森県西津軽郡深浦町
- 6 その他
  - この免許の存続期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一丁目一番一  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭